

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務

公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

三豊市

目次

内容

1	募集趣旨	3
2	業務概要	3
3	事業者選定方式	4
4	参加資格	4
5	実施要領の配布	4
6	質問の受付及び回答	4
7	プロポーザル参加申込	5
8	企画提案申請	5
9	申請の追加及び変更	6
10	申請取下げ	6
11	最優秀提案者等の選定	6
12	失格事由	7
13	費用負担	7
14	スケジュール（予定）	7
15	情報公開	7

1 募集趣旨

本市では、JR 予讃線、JR 土讃線、市コミュニティバス、タクシー、汽船といった公共交通が市民の日常生活における移動を支えているが、人口減少や高齢化に伴う公共交通の利用者減少、あるいは過度にマイカーに依存した社会構造など、本市公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、市民の日常生活のあらゆる場面で AI や IoT といった新たな技術の活用が急速に進む中、本市では、2020 年に「三豊市デジタルファースト宣言」を行い、「関係人口施策」、「市民サービス」、「行政運営」のそれぞれの分野において、デジタル化を進めることとした。

このような状況を背景として、本市公共交通においても、多くの人がより便利でスマートに利用することができるように、有効なデジタル技術を積極的に活用し、市民等の利便性の向上や行政事務の効率化を推進するものである。

また、本業務では、利便性向上や業務効率化のみならず、新型コロナウイルス感染予防対策としての側面も含め、ウィズコロナ時代のバスロケーションシステムの導入を行うこととしている。本システムの導入にあたっては専門的知見等の活用が求められることから、本市の実情に応じた最適な事業者の選定を行うため、提案を広く募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務

(2) 業務内容

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日

(但し、国庫補助事業の要件等により変更する場合がある。)

(4) 業務委託料の上限額

13,292,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 事務局

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市 政策部 交通政策課 (担当者：田尾・伊達)

TEL：0875-73-3055

FAX：0875-73-3022

E-mail：koutsuu@city.mitoyo.lg.jp

3 選定方式

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入にあたり、専門的知見の活用が求められることから、公募型プロポーザル方式の採用により、提案を広く募集し、本業務に最も適した事業者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。また、単体、共同企業体代表者、共同企業体構成員すべてに共通の要件とする。

- (1) 本業務を遂行できる実績及び技術的能力を有すること。また、経営状況及び財務状況が良好であり、十分な人員配置により本業務を完遂できる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 三豊市建設工事指名停止等措置要領（平成 18 年三豊市告示第 96 号）又は三豊市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 20 年三豊市告示第 205 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法第 224 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から 1 年を経過しない者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の未納及び滞納がないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係しない者であること。
- (8) 政治資金規正法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。

5 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和 3 年 6 月 7 日（月）～ 7 月 6 日（火）

(2) 配布方法

三豊市公式ホームページ（<http://www.city.mitoyo.lg.jp>）からダウンロード

6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある者は、簡潔にその内容をまとめ、提出すること。

(1) 受付期間

令和 3 年 6 月 7 日（月）～ 6 月 25 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類

質問書（様式第 5 号）

(3) 提出方法

提出書類を上記 2 (5) の事務局まで電子メールで提出すること。提出する際は、電子メール送信後、必ず電話で到達を確認すること。その他、電話や口頭等での質問は、一切受け付けない。

(4) 回答方法

回答は、全て三豊市公式ホームページにて随時公開する。個別回答は行わない。

7 プロポーザル参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記について作成及び提出すること。

(1) 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第 1 号）
- (イ) 会社概要（様式第 2 号）
- (ウ) 業務実績調書（様式第 3 号）
- (エ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- (オ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）直近 3 期分
- (カ) 納税証明書又は滞納がない旨の証明書（国税及び申請する事業所の所在地の都道府県税、市区町村税）
- (キ) 参加資格審査結果通知書送付用の封筒（要切手貼付）

(2) 提出部数 各正本 1 部

(3) 提出期限 令和 3 年 7 月 6 日（火）午後 5 時必着

(4) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか）

(5) 提出先 上記 2 (5) の事務局

(6) 留意事項

- (ア) 提出書類は、原本各 1 部を原則日本工業規格 A 列 4 とし、(ア) から (カ) については、順にファイルに綴じて提出すること。ただし、必要に応じて A3 横版の使用も可。
- (イ) 提出書類のうち、(エ) 及び (カ) については、申請日前 3 カ月以内の日付のものに限る。
- (ウ) 提出された書類の返却は行わない。

8 企画提案申請

参加資格審査の結果、参加資格を満たしていると判断された者は、仕様書及び審査基準を熟知のうえ、下記について作成及び提出すること。

(1) 提出書類

- (ア) 企画提案書提出届（様式第 4 号）
- (イ) 企画提案書

(ウ) 見積書（様式任意、内訳記載）

- ・導入後のランニングコストに関する見積書を別途添付すること。
- ・スマートフォン用アプリへの対応が可能な場合はアプリ導入に関する見積書を別途添付すること。

(2) 提出部数

(ア) 正本 1 部

(イ) 8 部及びデータ（メールにて送付）

(ウ) 正本 1 部

(3) 提出期限 令和 3 年 7 月 1 6 日（金）午後 5 時必着

(4) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか）

(5) 提出先 上記 2 (5) の事務局

(6) 留意事項

(ア) 提出書類のうち、(イ) については、参加申込時に提出する業務実績調書に記載した類似業務の成果及び本業務の実施体制や統括責任者、業務担当者の経歴及び実績に関する情報を記載すること。

(イ) 提出された書類の返却は行わない。

9 申請の追加及び変更

提出された指定申請書等については、軽微な修正（記入欄の修正等）を除き、書類の追加提出及び内容の変更は認めない。

なお、必要に応じ追加書類の提出を求める場合がある。

10 申請取下げ

参加申込及び企画提案を取り下げる場合は、下記のとおり作成及び提出すること。

(1) 提出書類 取下書（様式第 6 号）

(2) 提出部数 正本 1 部

(3) 提出期限 令和 3 年 7 月 1 6 日（金）午後 5 時必着

(4) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか）

(5) 提出先 上記 2 (5) の事務局

11 最優秀提案者等の選定

(1) 選定方法

三豊市プロポーザル審査委員会設置条例（平成 24 年 12 月 26 日、条例第 30 号）に基づく「三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も適した事業者の選定を行う。申請者が 6 者以上の場合は事前書類審査を行い、申請者が 1 者のみの場合は審査の結果により、最優秀提案者に

選定することができる。また、全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、その点数が配点の6割以下であるとき、最優秀提案者として選定しない場合がある。

(2) 審査基準

「三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務委託公募型プロポーザル審査基準」によるものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

(ア) 実施日 令和3年7月30日(金) ※予定

(イ) 説明時間 1提案者あたり15分以内(質疑応答を含め30分以内)

※新型コロナウイルス感染症等の状況により日程や審査方法は変更する場合がある。

(4) 提案審査の結果

最優秀提案者及び次順位提案者を決定し、全ての参加者に通知するとともに、三豊市公式ホームページにて公表する。選定結果についての意義申立て及びは一切受け付けない。また、委託業者の決定に至った経過や理由等の公表は行わない。

12 失格事由

申請者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- (3) 実施要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (4) 最優秀提案者の選定終了までに、審査委員又はその関係者に対して、審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合。
- (5) 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (6) 選定終了までの間に、他の申請者に応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

13 費用負担

申請から最優秀提案者の選定までに必要な経費は、全て申請者の負担とする。

14 スケジュール(予定)

公募開始	令和3年6月7日(月)
質問の受付	令和3年6月7日(月)～6月25日(金)午後5時必着
質問に対する回答	随時(三豊市公式ホームページで公開)
参加申込書の提出	令和3年6月7日(月)～7月6日(火)午後5時必着
参加資格審査の結果通知	令和3年7月8日(木)
企画提案書等の提出	令和3年7月16日(金)午後5時必着
プレゼンテーションの実施	令和3年7月30日(金)
審査結果の通知	令和3年8月上旬

15 情報公開

プロポーザル方式による提案者決定における公平性及び透明性を高めるため、プロポーザル実施に関する情報について、下記のとおり取り扱うものとする。

- (1) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料等を含む。）は、三豊市情報公開条例（平成 18 年条例第 11 号）における行政文書として取り扱うものとする。参加者から提出された資料（企画提案書を含む。）についても同様とするが、各参加者のノウハウや内部管理情報に係る内容等については非公開とする。
- (2) プロポーザルの参加者名については公開の対象とする。
- (3) 情報公開は、提案者決定に影響を及ぼすことのないよう行うものとする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施過程及び結果等について、公表に努める。